

○組合有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱

平成27年12月15日
津山圏域資源循環施設組合告示第14号

(趣旨)

第1条 津山圏域資源循環施設組合の所有に属する施設（以下「組合有施設」という。）に許可を受けて設置する清涼飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）の設置及びその販売については、津山圏域資源循環施設組合行政財産使用料徴収条例（平成23年津山圏域資源循環施設組合条例第3号）及び津山圏域資源循環施設組合公有財産取扱規則（平成21年津山圏域資源循環施設組合規則第20号）に定めのあるもののほか、この告示の定めるところによる。

(準用)

第2条 組合有施設に許可を受けて設置する自販機の設置及びその販売に関する事項については、市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱（平成24年津山市告示第120号）を準用する。この場合において、同告示中「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えについては、管理者が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。